

1. まえがき

(1) 都市計画・地域計画の展望

国民所得倍増計画期間の中間に至り、経済の動きは高度成長から安定成長へと移行し、これに即応して中期経済計画が立案されたが、政治の分野では池田内閣から佐藤内閣に移るとともに、政策としては、これまでの経済成長にともなうひずみの是正が必要となり、社会開発が政策の柱として唱えられるようになった。

1965年における都市計画・地域計画は、このような背景の動きに対応して展開されている。すなわち、現在の都市計画・地域計画の課題は、大都市における過密のへい害の除去と、地方開発の推進による地域間格差の是正の点に集約される。この課題に応えるには、各地域社会の要求と自主的意欲を根拠とし、一方では環境を整備し、他方では地域の特性に応じて地域の開発可能性を最大限に發揮するような施策が必要である。その問題点と対策を求めるため、社会開発懇談会が設けられ、1月27日には63人の委員が決められ、2月13日に初会合が行なわれた。

また、地域社会の開発と地域住民の福祉の向上を達成するためには、地域構造分析を通じて経済社会の地域的発展の動向と諸施策の地域的な効果を適確に把握し、これにもとづいて、過密のへい害の除去、地域格差の是正等の地域的課題の解決を考慮しつつ、地域社会の望ましい姿をえがき、これに適合した総合的、かつ長期的な施策の確立が必要である。これを検討審議するため、経済審議会に地域部会が設けられ、1966年度末までを目標にして、1965年度は、地域構造分析、および地域予測計量モデルの開発に重点を置き、これらの進捗状況に応じて地域経済社会発展の展望についての審議に進むこととし、5月17日に第1回の会合が開かれ、以後審議が進められつつある。

しかし、過密のへい害の除去と、地域格差の是正を目指して、すでに動き出している首都圏整備計画、近畿圏整備計画、新産業都市建設計画、工業整備特別地域整備計画および低開発地域工業開発計画などの諸計画は、前

述のごとき基本的な検討課題を残しつつも、それぞれの当面の必要性と熟度に応じて着々と進められている。ただ、1964年から引続いての経済活動の低迷の影響は、一方では企業設備投資の減退、他方では国および地方公共団体の財政状態の悪化となって現われ、今後の計画推進に種々の問題を投げかけてきている。

● 地域開発推進上、最近特に問題化してきたいま一つの課題は、公害対策である。これに対しては、公害防止事業団が今年から発足し、通商産業省工業技術院資源試験所に産業公害研究開発部が新設され、また、産業公害総合事前調査が実施されるなど、地域計画上、従来やよりもすれば具体的には触れられなかつた公害対策に対し、これに取り組む手がかりが得られるようになった。

また、社会経済の進展とともに地域社会の広域化に応じて、行政の分野においても広域的な処理を必要とするものが増加した。しかも、それらは国や地方における各般の行政と、それぞれ密接に関連する場合が多い。そのような広域行政の需要に対しては、地方公共団体が、国の行政機関との連絡協議を保ちつつ、その相互の連絡協議を行なう場を制度化するため、地方行政連絡会議法が4月1日に施行された。これは全国を9ブロックに分けているものであるが、5月28日に中国地方行政連絡会議が開催されたのをはじめとして、各地方ごとに開かれている。

(2) 国土建設基本構想の展開

国土建設の基本構想としては、国土の改造を通じて過密都市のへい害の除去と地域格差の是正をはかり、およそ15年後に公共施設の水準を現在の西欧水準に引き上げ、全国民が豊かな生活を享受できることを目標としているが、当面の課題としては、特に社会開発の中核として、立ち遅れの目立つ住宅建設に重点を置く必要があり、建設省においては、

- ① 住宅対策の強化
- ② 土地対策の推進
- ③ 都市整備の推進
- ④ 道路整備の促進
- ⑤ 国土保全対策および水資源開発の推進
- ⑥ 建設業の振興

を施策の重点としてかかげ、それぞれについてその具体的方策を立てつつあり、運輸省においても長期ビジョンを書いて、国土の開発に重要な役割りをなす鉄道、港湾、空港等の交通網の整備を推進しつつある。

2. 大都市問題

(1) 首都圏整備計画

東京の都心部の夜間人口は、最近ようやくその増加傾向の鈍化が見られるようになったが、反面、首都圏整備計画においては人口の増加を予定していなかった近郊地帯を含めて、東京周辺の地域の人口の増加は依然としていちじるしいものがある。資源調査会の行なった都市圏域の設定に関する調査報告によれば、人口が増加していくしかも東京都 23 区への就業依存度が高い地域、すなわち実質上の東京の都市圏域は、東京を中心としたほぼ半径 50 km の範囲におよんでいるとしている。このような人口の増加と通勤圏の拡大の結果、通勤輸送量の増大もいちじるしい。

首都圏の既成市街地のうち、東京都 23 区、武藏野市、三鷹市においては、在来も人口増加の要因となる工場等の新增設について、首都圏の既成市街地における工業等の制限に関する法律によって、一定規模以上のものを制限してきたが、1月 1 日から、その制限区域を拡大し、横浜市の 40%，川崎市の 50%，川口市の 60% の地域を追加した。

また、在来の近郊地帯は東京への人口集中圧力によって無秩序に市街化される傾向にあるので、緑地その他の都市施設を計画的に整備し、秩序立った土地利用がなされるよう、首都圏整備法、および首都圏市街地開発区域整備法の一部を改正する法律を 6 月 29 日に公布し、これにより、近郊地帯を廃止し近郊整備地帯を設けることとした。さらにまた、在来の市街地開発区域は工業団地造成を中心とした都市開発をはかっていたものであるが、同法によって、たとえば研究学園都市のごとき都市開発も考慮することとし、市街地開発区域を廃止し、都市開発区域を設けることとした。

近郊整備地帯の範囲は法律公布の日から 1 年以内に決めることとなっており、在来の市街地開発区域のうち近郊整備地帯に含まれることとなるもの以外は都市開発区域に移行することとなる見込みである。また、あらたに都市開発区域としてこれから指定されるものもあるが、その第一号としては茨城県筑波地区の研究学園都市が予定されている。

なお、最近市街地開発区域として指定された佐野足利地区、真岡地区、石岡地区的 3 地区については、10 月に整備計画が決定されたので、現在、市街地開発区域として整備計画の決定を見ているものは 18 地区に達している。

筑波地区に予定されている研究学園都市については、関係者の努力の結果、10 カ年間の計画の構図がほぼまとまり、すでに用地買収の準備も着々と進められつつあり、首都圏整備計画上の都市開発区域として、指定の準備もでき、わが国においては画期的な新都市づくりが開始されようとしている。

既成市街地の整備については、その一環として、交通

条件のすぐれた地区に流通施設を集団立地させるため、流通市街地の整備が計画されており、その第一着手として板橋地区の計画が進められているが、このような構想を積極的に推進するためには、法的な措置を要することもあるので、その検討も行なわれつつある。また、既成市街地内の工場等の移転と、跡地の計画的な利用を促進するため、都市開発基金特別会計を設け、地方公共団体に対し、これらの土地の買上げに要する資金の貸付けを行なうことも検討されつつある。

このほか、広域下水道の建設推進、有料制の公園、墓園等の整備事業の推進、防災緑地の確保等、人口と都市施設の不均衡を是正するための種々の方法が検討されつつあるが、都市環境を良好な状態に保つためには、既成市街地、および近郊整備地帯を通じて、緑地、その他の公共施設用地の確保が焦眉の急務である。

このような都市整備上の課題を解決するために、建設省および首都圏整備委員会においては、法的措置を含めて、その対策を鋭意検討中である。

(2) 近畿圏整備計画

近畿圏整備法による基本整備計画は、5 月 12 日に決定され、近郊整備区域、都市開発区域および保全区域の指定を 5 月 15 日付で告示した。また既成都市区域についても、5 月 15 日付で公布施行された近畿圏整備施行令によって区域が決定された。

既成都市区域は、産業および人口の過度の集中を防止し、都市の機能の維持および増進をはかる必要がある市街地の区域であって、大阪市の全域ならびに京都市、神戸市、守口市、布施市、堺市、尼崎市、西宮市および芦屋市のうち市街化されている地域が既成都市区域と定められている。既成都市区域のうち、工業用の埋立地等を除く区域が工場等の制限区域として定められている。

近郊整備区域は、既成都市区域の近郊で、当該既成都市区域の市街地の無秩序な拡大を防止するため、計画的に市街地として整備する必要がある区域で、大阪府の既成都市区域を除く全市町村の区域、京都市の既成都市区域を除く区域、乙訓郡および久世郡の全域、綴喜郡、相楽郡および船井郡の一部の市町村の区域、神戸市、尼崎市、西宮市および芦屋市の既成都市区域を除く区域、伊丹市、宝塚市、川西市、三田市および川辺郡猪名川町、ならびにおおむね奈良盆地にあたる 8 市 12 町 9 村の区域が近郊整備区域として指定された。

都市開発区域は、既成都市区域への産業および人口の過度の集中傾向を緩和し、近畿圏の地域内の産業および人口の適正な配置をはかるため必要があると認められる区域で、既成都市区域および近郊整備区域以外の近畿圏の地域の工業都市、その他の都市として開発することを

必要とする区域であって、福井敦賀区域、伊勢区域、琵琶湖東部区域、京都伊丹区域、播磨区域および和歌山区域の6区域が指定された。

保全区域は、文化財を保存し、緑地を保全し、または観光資源を保全し、もしくは開発する必要があると認められる区域であり、越前海岸、若狭、鈴鹿、赤目室生月瀬、伊勢志摩、吉野熊野、琵琶湖、山陰海岸、京都、北摂連山、金剛生駒、和泉葛城、瀬戸内海、六甲、平城山の辺、矢田斑鳩、藤原飛鳥、高野龍神、白浜田辺、枯木灘海岸など20区域が指定された。

既成都市区域のうち工場等制限区域については7月1日から、相当規模以上の工場等の新增設が制限されることとなった。

近郊整備区域および都市開発区域については、それぞれ建設計画を作成し、区域の整備および開発をはかることとなる。

(3) 宅地問題

地価の高騰から無秩序な市街地形成等の被害を生じ、川崎市の灰津波に見るような劣悪な住宅地造成が行なわれるなど、国民生活の安定、公共事業の遂行に大きな支障をきたし、経済成長にも悪影響をおよぼしている。このような事態に対処するため、建設省設置法改正により、9月1日から、建設省計画局に宅地部が新設された。

ここにおいて、新市街地の造成を目的とする土地区画整理事業の実施、指導、助成および監督を行なうほか、宅地制度に関する調査および企画、宅地建物取引業者の監督、宅地造成に関する調査および指導、ならびに不動産の鑑定評価に関する法律、宅地造成等規制法、および住宅造成事業に関する法律等の法律の施行についての事務など、宅地問題についての施策が一元的に進められることとなった。

現在宅地造成等規制法にもとづく規制区域は、12都道府県、5大市において指定済であり、住宅地造成事業に関する法律による規制区域は9都府県、3大市において指定準備中である。

今後の施策としては都市施設を整備した健全な宅地を大量に供給することが当面の急務であり、宅地開発公団の新設、宅地造成業者の債務を保証する宅地造成信用保証協会の設立、国民一般の住宅および宅地に関する相談に応ずる宅地建物相談所の設置などが検討されつつある。

(4) 都市交通

昨年はオリンピック開催に備えて、東京を中心とした街路の整備が急ピッチに進められた。これにより東京都

心部の都市交通は若干改善されたかに見えたが、都市交通量の増大傾向はただちに各所にあい路を生ずるに至っている。

都市人口が増加する限り都市内交通量の増大は必然のものであり、日常の業務活動はもとより、防災上の見地からも大都市の再開発とともに街路網の整備が望まれている。街路網整備の一環としての踏切道の立体交差化は踏切道改良促進法により着々と進められているが、さらに一步を進めて、市街地の鉄道については連続高架化することが強く望まれている。

また、都市人口の増加、都市圏域の拡大とともに増大する通勤輸送も都市交通の大きな問題となっている。これに対しては、国鉄においては1965年度を初年度とする第3次長期計画の中で、通勤輸送対策として大きく取り上げ、東京周辺および大阪周辺の施設整備が着手された。

大都市における地下高速鉄道網の整備も通勤輸送上きわめて重要であるが、東京においては5号線の西船橋までの延長が都市計画決定され、既定各路線の建設工事も、既着工路線の継続のほか、東京では6号線、9号線が新規着工した。施工上も凍結工法、シールド工法など各種の工法を駆使して工事が進められている。

3. 地方都市の開発

(1) 新産業都市

新産業都市13地区の建設基本計画は1964年12月26日内閣総理大臣の承認を得、1965年は建設推進の年に入った。この建設基本計画にそって13地区が順調に成長すれば、人口および工業出荷額において、目標年次の1975年には、全国のおおむね10%になるものと見込まれている。

なお、6月1日には閣議において秋田地区を新産業都市の区域として指定することが決定されたので、国の示す基本方針にのっとり建設基本計画が立てられることとなる。

(2) 工業整備特別地域

工業整備特別地域6地区の整備基本計画は1965年2月27日に承認された。また、3月12日には、東駿河湾、播磨、備後、周南の4地区について区域の追加がなされた。特に備後地区は岡山県笠岡地区を追加することとなり、広島、岡山両県にまたがる地区となった。

工業整備特別地域の整備基本計画の作成にあたっては、新産業都市の場合と異なり、国による基本方針の指示はないが、作成した内容事項は新産業都市の建設基本

計画とおおむね一致するものである。ただ一項追加されたことは、「整備基本計画を定めるにあたっては、公害の防止について適切な考慮がなされるようにしなければならない」との規定により、各地域がそれぞれの公害対策を定めていることである。

工業整備特別地域整備基本計画の目標は、昭和 50 年において、人口および産業について、おおむね全国の 5% 程度を 6 地域で占めるものとしている。

(3) 低開発地域工業開発地区

低開発地域工業開発促進法による工業開発地区的指定は、3月 23 日の第 10 回地方産業開発審議会の審議を経て、同法施行令の改正公布とともに第 3 次指定が行なわれた。この第 3 次指定は申請のあった 61 地区中、新規 11 地区、区域変更 33 地区の計 44 地区で、これにより指定地区は全国で 103 地区となった。

(4) 地方開発都市

地方開発都市は、1962 年 10 月に策定された全国総合開発計画において、その採用した拠点開発方式にもとづき、地方開発の飛躍的発展に必要な都市機能の有効な発現をはかるために整備を要する都市として指定したものであって、すでに大規模地方開発都市として、札幌、仙台、広島、福岡の 4 市があげられ、青森ほか 10 カ所が各地方ブロック開発促進計画において中規模地方開発都市ないしはこれに準ずる都市として指定されている。

その都市機能の有効な発現をはかるためには、各都市の実態分析を行ない、各都市に内在する特性に応じた都市機能の充実に必要な措置を講ずる必要がある。

このような観点から、経済企画庁は調査様式の検討を重ねて一応の成案を得るに至り、7月 31 日にこれを発表した。

(5) 今後の課題

以上のごとく、新産業都市の建設、工業整備特別地域の整備をはじめとする地方都市の開発のための諸施策が

打ち出され、そのうちいくつかは建設推進の段階に入った。しかし、それらの計画の達成は企業立地が順調に進展することが前提である。これに対し、最近のわが国の経済情勢はかなりきびしく、各地域の開発計画の推進には前途多難なものがある。

地域開発の基幹をなす、しかも長期的施策でもある新産業都市の建設と工業整備特別地域の整備については、これを強力に推し進めるため、新産業都市建設および工業整備特別地域整備のための国の財政上の特別措置に関する法律が制定され、基本計画にもとづいて行なう事業について道府県の起債わくをあげ利子を補給するとともに、特定予算に対する国の負担割合を引き上げる措置が講ぜられた。

しかし、基本計画の内容はあくまで大綱であって、これにもとづきただちに着手すべき建設プログラムの検討や、計画具体化のために必要な調査とか、問題点解決への努力は、事業予算の増額、補助率引き上げ等の財政援助等と並行して、今後とも地道に続けられねばならない課題である。

また、関係各省の事務的連絡も必要なことであるが、新産業都市等の建設整備を推進する上での事務的連絡を緊密にするため、新産業都市等建設整備事務連絡会議が設置され、6月 16 日に発足した。同会議は各省庁の官房長、局長等 15 人をもって構成し、庶務は経済企画庁が担当している。

4. 海外との技術交流

第 28 回住宅および都市計画に関する国際会議が 6 月 28 日から 7 月 2 日まで、スウェーデンのオレブロで開催されたが、次回の開催国は日本に予定されているので、わが国からは多数の団員からなる代表団を派遣した。

また、9月 15 日から 17 日まで、東京において第 2 回極東地域学会が開催され、アイサード博士ほか各国から多数の学者、専門家諸士が出席された。

建設／創造／技術（写真集） 彰国社発行

定価：3800 円（税込 200 円）

- 内 容： 最近 10 年間の土木技術の進展をめざましいものがある。戦後、土木工事の機械化にともない工事の進捗は早く、ここ数年の間に黒四ダム、若戸橋、東海道新幹線などの大工事が相ついで完成した。これらの工事の全貌を写真および解説でとらえ、立体的にとりまとめたのが本書であり、従来の写真集のイメージを打破した内容は高く評価されている。
- 論 文： 日本における建設の問題点／高橋 裕・開発と新しい生活の創造／川喜田二郎・土木技術昨日と今日／久野悟郎
- 写 真： ダム／発電施設／土地造成・団地／農業／災害／河川・海岸／砂防／都市計画・オリンピック施設／上下水道／国鉄・鉄道橋・トンネル／私鉄／地下鉄／特殊鉄道／道路・道路橋／港湾／空港／研究・試験・実験／基礎工・土工・建設機械／材料／測量・その他
- 展 望： 産業基盤のため建設■災害に対応する建設／高橋 裕・国造りにおける産業偏重より生活創造への移行・わが国における交通関係施設の現況および課題／鈴木忠義・最近 10 年間の主要工事リスト
- 体 裁： A4 判 233 ページ 箱入上製デラックス造本